

介護予防・生活支援サービス事業 手引き

(運動器中心型 通所サービス)

碧南市高齢介護課
平成30年12月

1 目的

運動器を中心に生活機能のリスクのある方に対し、自立支援に資するサービスを提供することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指す。対象者自身による生活機能の改善方法の習得と方法を生活に定着させることを目標とする。また、一人ひとりの生きがい自己実現のための取り組みを支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるように支援する。

2 内容

運動器の機能向上プログラムの実施 参考 1 参照

3 運動器評価について

(1) 初回評価の実施

- ・すべての利用者に対し、市が提示する運動器評価 5 項目および主観的健康感を利用開始から 2 週間以内に行う。
- ・できるだけ同日にすべての評価を行うことが望ましいが、体調等の都合により 2 回に分けて行っても良い。
- ・測定の際は周囲等の安全に配慮し、測定中の事故等が発生しないよう十分注意する。

(2) 再評価の実施

- ・初回評価から個別サービス計画書に基づき、運動プログラムを実施し、開始から概ね 6 か月目になる月に再評価を行う。
- ・評価は初回と同様の運動器評価 5 項目と主観的健康感を行う。
- ・5 項目以外で機能の変化がみられた場合は、「特記事項」に記載する。
- ・最長 6 か月であるが、6 か月未満であっても、評価を実施し、改善がみられれば、加算対象となる。

ただし、6 か月未満であっても、加算は 1 回のみとする。

- ・再評価は初回評価実施者と同様の者が望ましい。

(3) 評価項目 (別紙1)

運動器評価

- ① 握力 (筋力)
- ② 開眼片足立時間 (バランス機能)
- ③ TUG (timed up and go test) (複合的動作能力) ※
- ④ 5回椅子立ち座りテスト (下肢筋機能)
- ⑤ 痛み評価

必要物品：握力計、ストップウォッチ、椅子（40cm程度の座面）、カラーコーン

※3m以上の空間

主観的健康感(地域支援事業要綱)

(4) 測定方法 (別紙2)

運動指示表示用 (別紙3)

(5) 注意事項

① バイタルチェック

- ・測定前に必ず、バイタルをチェックする
- ・同時に自覚症状の有無について確認する

運動の実施基準 (参考)

- ・項目によっては、息をこらえる可能性があるため、測定中も表情や顔色を観察する

② 転倒防止

- ・周囲に障害物がないことを確認する
- ・使用する椅子は折りたたみ式のパイプ椅子は使用禁止
(場合によっては後方から固定が必要)

- ・測定に集中するあまり危険な動作になりやすいため、利用者によっては転倒防止の

ための補助員をつける

③ 痛み

- ・整形外科的疾患がある場合、腰や膝などに痛みがある時には、痛みを悪化させないよう十分注意する

4 運動器機能向上加算の請求について

(1) 必要書類：①通所介護計画書

②個別サービス計画書

(同様の内容が通所介護計画書に含まれていれば提出不要)

③運動器評価表 (別紙1)

④サービス提供票

(2) 請求事務

- ・サービス事業所は6か月実施後(もしくは実施月)、翌月10日までに上記必要書類①～④と請求書、内訳票を高齡介護課地域支援係に提出する。
- ・提出された書類が加算の対象とならない場合(書類の不備も含む)は、高齡介護課地域支援係から連絡が入り、再度提出する。

(3) 運動器機能向上加算の再請求

運動器中心型通所サービスを利用し、加算をとった利用者が、その後しばらくサービスを利用せず、運動機能が低下した場合に、再度同サービスを利用し、運動機能の向上が認められれば、加算の請求対象となる(同一事業所、別事業所とも可)。

※2回目以降の加算請求の場合、

- ①加算算定後、3か月以上の期間が空いていること
 - ②1回目の加算時より運動機能が低下していること
 - ③再請求する理由を添えること(運動器評価表内)
- 以上を条件とする

5 その他

- ・加算の対象期間（6 か月）が終了すれば運動器中心型通所サービスの利用を終了し、通いの場等へ繋がっていくことが望ましいが、引き続きサービスの利用を継続することはできる。
- ・継続に関しては、介護予防サービス支援計画表（ケアプラン）作成者が運動器評価結果を元に介護予防支援サービス評価表を作成し、決定する。
その場合、加算の適応にはならないが個別サービス計画書は作成していく。